

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（第4次）
（令和2年度～令和5年度）

第1 広域計画の趣旨

京都府後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び京都府後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定する計画である。

第4次の広域計画は、現在の後期高齢者医療制度の運営状況を踏まえて、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び府内全ての市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定めるものである。

第2 基本方針

広域連合は、関係市町村との連携の下、被保険者が将来にわたって安心して必要かつ適正な医療給付を受けることができるよう、保険者として、次の各号に掲げる取組に重点を置き、後期高齢者医療制度の安定した運営に努める。

(1) 健全な財政運営

医療給付費等の適切な財政見通し、財源の最大限の確保等により、財政基盤の安定と財政の健全かつ効率的な運営に努める。

(2) 医療費適正化の推進

診療報酬明細書（レセプト）・療養費支給申請書等の点検の強化、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進、医療費等通知の実施等により、適正な医療給付に努める。

(3) 保健事業の推進

保健事業実施計画に基づき、高齢者の特性・課題に応じた保健事業を、関係市町村、関係機関及び医療関係団体等との連携、協力によって推進することにより、被保険者の健康の保持増進に努める。また、保健事業の実施に当たっては、関係市町村と十分に協議を図りながら、委託方式を基本として取り組むものとする。

(4) 個人情報 の 適正 な 取扱い

個人情報 を 適正 に 取り 扱う こと に より、制度 の 円滑 な 運営 と 被保険者 等 の 権利 又は 利益 の 保護 に 努める。また、後期 高齢者 の 保健 事業 を 関係 市町村 へ 委託 し、必要 に 応じて 医療 及び 介護 に 関する 情報 等 を 提供する 場合は、当該 市町村 に おける 具体的 な 情報 セキュリティ 対策 を 求める。

(5) 連携 強化 等

関係 機関 等 と の 情報 共有 や 連携 を より 一層 深め、保険者 機能 の 向上 に 努める。

第 3 後期 高齢者 医療 制度 の 実施 に 関連 して 広域 連合 及び 関係 市町村 が 行う 事務

1 被保険者 資格 管理 に 関する こと

(1) 広域 連合 が 行う 事務

被保険者 資格 の 取得 ・ 喪失 の 確認、被保険者 証 の 交付、65 歳 以上 75 歳 未満 で 一定 の 障害 が ある 方 の 被保険者 資格 の 認定 等 の 事務

(2) 関係 市町村 が 行う 事務

広域 連合 に 対する 申請 及び 届出 の 受付、被保険者 証 の 引き渡し 等 の 他 被保険者 の 便益 の 増進 に 寄与 する 事務 で 厚生 労働 省 令 で 定める 事務

2 医療 給付 に 関する こと

(1) 広域 連合 が 行う 事務

療養 の 給付、療養 費 ・ 高額 療養 費 ・ 高額 介護 合算 療養 費 ・ 葬祭 費 等 の 支給 等 の 事務

(2) 関係 市町村 が 行う 事務

療養 費 ・ 高額 療養 費 ・ 高額 介護 合算 療養 費 ・ 葬祭 費 等 の 支給 申請 の 受付 等 の 他 被保険者 の 便益 の 増進 に 寄与 する 事務 で 厚生 労働 省 令 で 定める 事務

3 保険料 の 賦課 及び 徴収 に 関する こと

(1) 広域 連合 が 行う 事務

保険料 率 の 決定、保険料 の 賦課 等 の 事務

(2) 関係 市町村 が 行う 事務

保険料の徴収、保険料の滞納処分、広域連合への保険料の納付等の事務、保険料に関する申請等被保険者の便益に寄与する事務で厚生労働省令で定める事務

4 保健事業に関すること

(1) 広域連合が行う事務

被保険者の健康の保持増進に必要な事業の計画策定、実施（関係市町村への委託事業等を除く）及び評価、関係市町村・関係機関・医療関係団体等との連携、実施支援のための情報提供、事業の委託等に必要な財源の確保等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

広域連合から受託した保健事業と介護予防等の一体的な実施（地域の健康課題の把握、基本的な方針・事業計画の策定、医療専門職の配置、庁内各部局間の連携・連絡体制の整備、被保険者に係る情報提供の依頼等を含む）及び広域連合・関係機関・医療関係団体との連携等の事務

5 その他の事項に関すること

(1) 広域連合が行う事務

被保険者への周知・啓発、標準システムの保守・運用・管理、関係機関・関係団体等との連携等の事務

(2) 関係市町村が行う事務

被保険者への周知・啓発、標準システムの管理・利用等の事務

第4 期間及び改定に関すること

この広域計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。